	令和7年度 第2回 横浜市環境影響評価審査会 会議録
日 時	令和7年5月21日(水)13時30分~14時53分
開催場所	横浜市役所18階 みなと4・5会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、稲垣委員、片谷委員、酒井委員、 田中稲子委員、田中修三委員、藤井委員、水嶋委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	上野委員、田中伸治委員、中西委員、藤倉委員
開催形態	公開 (傍聴者 2 人)
議題	1 (仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書について 2 (仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書について
決定事項	・令和7年度第1回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

## 議事

- 1 令和7年度第1回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。
- (1)会議録案の修正について事務局が説明した。
- 【事務局】 本日は4月21日開催の第1回審査会の会議録案について、御確認をお願いします。修正の依頼を受けました内容はすでに反映しております。

なお、前回の審査会に出席しました、(仮称) 横浜駅みなみ東口地区第 一種市街地再開発事業の計画段階事業者である横浜駅みなみ東口地区市 街地再開発準備組合より発言の訂正の申出が1点ありましたので、事務 局より御説明をさせていただきます。

会議録案の4ページ目の中段 27 行目からの事業者の発言において、「デッキ下の工事の方法も対応策等については、これから建設会社とかとも相談しながら、問題がないように進めていきたい」との発言がありましたが、正しくは「デッキ」でした。この件につきましても、すでに修正された内容で会議録案をお配りしております。

事務局からは以上となります。

- (2) 質疑、特になし
- (3) 令和7年度第1回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

## 2 議題

- (1)(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書について ア 意見聴取の依頼
  - イ 計画段階環境配慮書に係る手続について事務局が説明した。 質疑 特になし
  - ウ 計画段階環境配慮書について事業者が説明した。
  - 工 質疑
- 【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の方から御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 よろしくお願いします。スライド8ページのところ、更地にする部分 が結構な面積であると思います。この辺りは、コアジサシという海鳥な のですけれども、それが4月終わりからゴールデンウィーク明けにかけ

て集団でやってきて、コロニーをそういう更地に作るという習性があります。一度コロニーを作られてしまうと、(工事の)進行等いろいろ大変になってしまうと思いますので、その辺りで更地にする時期など御留意いただければと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。今の御指摘に対して、事業者の方から御回答 ございますか。

【事業者】 御指摘ありがとうございます。少し先の話なのですけれども、更地化が完了してですね、自分たちの工事が始まる前のタイミングで、御指摘の4月下旬から5月にかけての時期に更地が発生する可能性は今ゼロとは言えません。従いまして、その時になったらしかるべき処置を取り、適切な対応を講じるようにさせていただきます。以上です。

【奥会長】 藤井委員、よろしいでしょうか。

【藤井委員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、片谷委員お願いいたします。

【片谷委員】 大気に関して、配慮書が届いたので一通りは見ました。事業の規模からして、大気に関して重大な影響が懸念されるようなことはないと判断はいたしました。

非常に細かいところで少し気になったのが、配慮書の2-12 (14) ページ (第 2-6 図) に海上輸送 (経路) とあります。これはどのような船をどのような燃料で動かす計画なのでしょうか。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事業者】 海上輸送についてですけれども、こちらはまだ配慮書段階ということで、詳細な検討、計画の方は進んでございません。実際こちらの計画は、この工事をお願いするメーカーにやっていただくことになります。ですので、今、我々がここでお話できるような(ことはありません)、御質問に対する回答がなくて申し訳ございません。以上です。

【片谷委員】 今後分かることでしょうから、今すぐに御回答いただけないのは想定 内ですけれども、東京湾などの埋立地周辺の事業だと、やはり船の排ガ スというのは結構なチェックポイントになりますので、念のためお尋ね したというレベルです。計画が煮詰まってもう少し見えてきたら、また お尋ねさせていただくかもしれません。とりあえずこの時点では、今の 御説明で了解しました。私からは、今日の時点では以上です。

【奥会長】 分かりました。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。 田中稲子委員、お願いいたします。

【田中稲子委員】 御説明ありがとうございました。2点あります。

1点は配慮項目の温室効果ガスのところです。配慮書の 244 ページを拝見しているのですが、今回、発電所ということでその用途の特性上、発電所自体が火力ですので温室効果ガスを出します。 LNG (液化天然ガス)を使っているので、通常の石炭火力よりは圧倒的に $CO_2$ 排出量が減るという想定で、供用時のところの温室効果ガスの排ガスのみ記載されていると思います。(配慮書の)通し番号で 244 ページの下のところです。圧倒的に火力発電のところでボリュームがあるので、そこで削減できれば良いという発想で、おそらく工事期間中であるとか、供用のそれ(排ガス)以外の項目が選定から外れているのではないかと思います。

やはり、その事業の特性とは別に、事業を継続するという中で発生させる温室効果ガスは低減するというのが、通常の事業者に求められる姿勢ではないかと思います。ボリュームでは火力発電に比べれば圧倒的に少ない量になるのかもしれないのですが、その辺りは選定しないまでも、きちんと記載をしていただく、事業者としての姿勢は記載していただくと良いと思いました。この辺りをどのように考えているか、お考えを聞かせていただけると有り難いです。

もう1点は、非常に簡単といいますか、素人の質問になるのですが、本日のスライド8ページの発電設備等の説明のところです。「温排水の発生しない冷却塔による冷却方式を採用」とあるのですが、次の9ページの図を見ますと、冷却塔から排水もしているようなので、こういう温排水を発生させない技術というのはもう既に確立した技術という理解でよろしいのでしょうか。よろしくお願いします。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは2点ございましたので、順番にお答えをお願いいたします。

【事業者】 回答させていただきます。

まず一つ目の $CO_2$ に関する扱い、また事業者としての姿勢というところを御質問いただいてございます。工事が完了してから発電しだすという、その場合の $CO_2$ のボリュームが一番大きいというのはそのとおりです。御指摘のとおり、工事中であったり、昨今よく言われるライフサイクルコスト、実際に関わるときに製造から始めて、使って廃棄に至るまでの評価も必要であろうと認識してございます。そういったものも必要だと思うのですけれども、現段階においてはまだその辺りが見えてない、また事業者側でも作るものに関わるところは、まだ御回答できないのが心苦しいところです。ただ事業者として、火力発電は御指摘のとおり、 $CO_2$ の排出量が非常に高い、基本的には一番高いものになっていますので、そちらに対しての影響は真摯に受け止めて、この事業をやっていく上でもしっかりそこを検討してから進めていきたいと考えてございます。

二つ目の御質問ですけれども、(スライドの) 9ページの温排水の解釈です。こちらの図の左下、復水器から出たものが冷却塔に戻ってきて、温まった冷却水をここで冷やしています。そうすると結果的に、冷却水自体は温度が上がるのですね。その中で一部、冷却塔ブロー水というものを、排水処理設備を介して、排水口から海域に排出しています。御指摘の中に含まれているかと思うのですけれども、こちらが温排水かどうかと言われたら、通常の水道水よりは温度が高いものになります。それは、熱交換して温度が上がっていますので。ただ、排水処理設備において、しっかりと適正な排水処理をした後に、一旦貯留槽にこの水は溜めて、溜めた後に海域排出します。大体この過程の中で、常温とほぼ同じぐらいになろうかと。さらに、海域に排水するときには、川崎市の条例(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例)に合わせて、海域側の水温からプラス 10 度を超えないように制御しまして、確認した上で排水しますので、環境に及ぼす影響というのは極力少ないように抑える計画でございます。以上です。

【田中稲子委員】 温排水については理解しました。

温室効果ガスに関しては選定してほしいというより、その姿勢をこの

後の段階で図書にきちんと記録として残すというのが重要ですので、スタンスはきちんと、温室効果ガスに対する配慮を発電所での発電設備以外に対してもしていますということは、述べていただくと良いのではないかというコメントになります。ありがとうございました。

【奥会長】 温室効果ガスに関しては、計画段階配慮の時点では選定しないということで、本日御説明がありましたけれども、方法書段階では当然選定されるということになろうかと思います。そういうことで大丈夫ですね、事業者の方。

【事業者】 その御認識で問題ございません。

【奥会長】 今後、調査・予測・評価していただくということになりますので、お願いいたします。

田中稲子委員、大丈夫でしょうか。

【田中稲子委員】 はい。ありがとうございました。

【奥会長】 ありがとうございます。

田中修三委員、お待たせいたしました。お願いします。

【田中修三委員】 私の方から、水環境と土壌に関することで確認したいことがございます。今日の説明では省略されましたが、スライド 18 ページを開いていただけますか。

(スライド 18 ページ表示後に) これですね、(2) の水環境についてです。ここに書いてありますように、全窒素(T-N)は 10 地点中 3 地点が基準に適合していて、全燐 (T-P) は 10 地点中 4 地点が適合しています。逆に言いますと、全窒素(T-N)は 10 地点中 7 地点、それから全 燐 (T-P) は 10 地点中 6 地点が基準を満たしてないということです。ここは御存知のように閉鎖性水域ですので、非常に富栄養化状態であることが十分想定されます。先ほどの田中稲子委員の質問とも関係しますが、温排水は原則排水しない、出ないというような前提のようでけれども、この冷却塔ブロー水もさることながら、ボイラーブロー水も出てくるわけです。これは、それなりに水温が高いブロー水になると思います。先ほどの説明では排水処理設備の後に貯留槽を設けて、そこにどれくらい滞留させるか分かりませんが、水温を下げてから流すといます。とのようです。特に発電所の場合、温排水がどうしても問題になるわけですけれども、水環境に関してですね。方法書以降では、是非そこはしっかりとした評価、対応をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ土壌についてです。土壌はそこ(スライド 18 ページ)に「事業実施想定区域内に形質変更時要届出区域の指定区域がある」と書いてあります。配慮書の 83 ページを開いていただきますと、第3.1-24表がございまして、形質変更時要届出区域の指定が2か所あります。区域の概況を見ますと「事業所の敷地」ということですので、敷地内に2か所、形質変更時要届出区域として指定がされているということです。今回の敷地内の工事とこの指定区域との関係はどうなのでしょうか。指定区域がどこにあるのかがこの段階では分からないので、それを教えていただきたいです。

【奥会長】 事業者の方、まず今の御質問に対して、どの場所なのかというところ をお願いいたします。

【事業者】 はい。二つ御質問をいただきましたので、最初に水環境の方からお話

させてください。御指摘ありがとうございました。方法書以降ではですね、御指摘のとおり温排水の方をしっかり確認していきたいと考えてございます。

次の御指摘の土壌なのですけれども、本日のスライド8ページを表示 してください。御指摘の土壌汚染が確認されている区域についてです。 こちらの(ENEOS 株式会社)川崎事業所の中に、限定的に固まっていると いうわけではなくて、あるところとないところがございます。今回、 我々が事業実施を想定している区域は、この川崎事業所の中の一部にな ります。御指摘いただいているのは、その土壌汚染の区域が我々の事業 実施想定区域、実際に物を置く場所と被る可能性があるかと御指摘いた だいていると思います。おそらくそうなると考えています。それに対し てなのですけれども、まず残置物を撤去し終わった、そこの更地に我々 の装置、例えばここで言うタービンとか、発電機は(設置するのです が)、現地視察いただいたときに御確認いただいたとおりで、当時のタン クとかがあります。こちらの撤去工事は、ENEOS 株式会社が行いまして、 更地にするときにも土壌汚染などの必要な対策はされるという認識でご ざいます。その後、我々がその更地を引き継いで、新しく発電設備を建 てていく中で掘削工事等が発生します。そのときに掘削残土が出ますの で、それらに関しては我々の必要な所掌の範囲に含まれておりました ら、土壌汚染対策法などにのっとって、適切な処理を実施するというふ うに考えてございます。

【田中修三委員】

指定区域は2か所ございます。(配慮書 83 ページの第 3.1-24 表の) 指-65 号と指-68 号の両方とも、今回の事業で掘削などをする所に該当していると、物を造る所に該当しているということですね。

【事業者】

実際、発電所を建てる敷地がここからここまでだと正確に書けてはいないのですけれども、指-65号、指-68号のそれぞれが我々の建てる所に干渉する可能性はございます。

【田中修三委員】

分かりました。

それとですね、配慮書の83ページの先ほどの表(第3.1-24表)について少し確認したいです。この表の中に「指定基準に適合しない特定有害物質」とありまして、ベンゼン等いくつか出ています。ここで含有と溶出と第二溶出があって、丸印がついているのですが、丸印は適合していないという意味でよろしいのでしょうか。

【事業者】

その認識でございます。

【田中修三委員】

ほとんどが適合してないということですね。この表でいくと、多くの 物質が適応してないということです。

配慮書の 238 ページ「(3) 土壌及び地盤の状況」で一番下から 2 行目のところですが、「平成 21 年 9 月 3 日に基準に適合しない特定有害物質(鉛と 砒素)が確認され」と書いてあります。この文章で言うと、鉛と 砒素 だけが適合してないということのように見受けられますけれども、 先ほどの表(第 3.1-24 表)でベンゼン、シアン化合物、ふっ素、多くの物質が適応していません。これはどういうことでしょうか。

【奥会長】 御回答をお願いいたします。

【事業者】

ありがとうございます。今の御質問について、(計画段階環境配慮書に 関する業務を委託した)東京久栄から回答させていただきます。 【事業者】 (配慮書の)238ページの「応急対策実施済み」といいますのは、これはいずれも川崎市の資料からまとめたものです。まず応急対策をしたのは平成21年です。ところが、先ほどの第3.1-24表、(配慮書の)83ページなのですけれども、それは多分応急対策をした所とは別だと思われます。指定した年月日が、これは平成29年になっておりますので、違うものかと。それぞれ川崎市の資料にこう書かれていたものですので、応急対策をした鉛と 砒素と、こちらのベンゼンとかいろいろな物質が適合しないと確認されたことは意味が違うのではないかと考えております。よろしくお願いします。

【田中修三委員】 分かりました。方法書以降では、このような食い違いがないように是非していただきたいと思います。

先ほど言い忘れたのですが、全窒素(T-N)と全 燐 (T-P) が大分 (環境) 基準を満たしていないということで、富栄養化状態にあると申し上げました。今回の事業から出てくる排水は、そういう栄養物質についてはあまり問題ないだろうと思うので、(問題になるのは) 水温だけだろうと思います。実はこの水温がですね、富栄養化にも大きく影響しまして、少し温度が上がると、栄養物質を排出しなくても、富栄養化がさらに進行するということは当然考えられます。温排水の影響を見るときには、そういったことも含めて、検討していただきたいと思います。以上でございます。

【 奥 会 長 】 ただいまの御指摘もよろしいでしょうか。

【事業者】 御指摘ありがとうございます。

【奥会長】 今後の手続の中で、御検討をお願いいたします。他はいかがでしょうか。

稲垣委員、お願いいたします。

【稲垣委員】 (社会的)状況の把握について、確認させていただきたいです。社会的状況の中で、住居系地域が今回の事業実施想定区域から1.4kmほど離れていることですとか、そこの中に含まれる施設の概要について整理いただいております。少し調べたところ、工業(専用)地域内に事業所系の保育所ですとか、少なからずこの扇町の中にも人口があるように見受けられます。この辺りについて、記述される御予定があるのかどうか、情報を整理されているのかといった辺りを教えてください。

【奥会長】 お答えをお願いいたします。

【事業者】 まずですね、私の方から説明させていただいて、補足等ありましたら 東京久栄の方からお願いいたします。

今回、配慮書段階というところで、今ある資料の中からこういった形の結果を示してございます。御指摘のそういったところの詳細な検討も、今後方法書以降にて必要になる場面が出てくるかと思います。しっかり、今後も忘れずに対応させていただきたいと考えてございます。

【事業者】 今回、住居系地域ということでお示しをしておりますが、実際、事業 の最寄りの工業地帯の中にもお住まいになってらっしゃる方がいること は把握をしております。また今後、騒音関係ですとか、そういう影響に つきましてもきちんと評価をしていきたいと考えております。

また、その工業(専用)地域の中の事業所系の保育所につきましては、公の資料の中で調べた範囲で抽出することができてないかもしれま

せん。方法書以降の地域概況を調べる際には、その辺りも含めて検討していきたいと考えております。御指摘ありがとうございました。

【 奥 会 長 】 稲垣委員、どうぞ。

【稲垣委員】 曝露人口ですとか、配慮が必要な方々が使われる施設といったところの把握は重要かと思いますので、是非よろしくお願いいたします。確か JFEスチール株式会社が保育所を持っているという資料を拝見したことがあるので、御確認いただけたらと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがですか。

温室効果ガスの関係で、参考までにお伺いしたいのですけれども、将来は水素導入を考えていらっしゃるということですが、将来というのは 大体どのくらいという時期的な目途はあるのでしょうか。

【事業者】 水素導入に関しましては、カーボンニュートラル化を行う一つの手段 として考えております。今の段階では可能性があるという位置付けでご ざいます。時期的なところに関しましては、ENEOS グループの中でもカーボンニュートラル (基本) 計画を示しておりまして、2040 年までには政 府目標である  $73\% OCO_2$ 削減、2050 年までには完全なカーボンニュートラル化を目指すということをうたっておりますので、会社全体の取組 として、そういったタイムスケジュールで取り組んでいきたいと考えて おります。

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、他はよろしいですか。挙手されている委員の方がいらっしゃらないようですので、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退室をお願いします。

【事業者】 ありがとうございました。

(事業者退出)

才 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。配慮書の段階では、諮問答申という形ではなく、審査会の意見を聞くということになっておりますので、審査会の意見を聞いた上で市長は環境の保全の見地からの意見を作成するということになります。追加の御質問や御意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

【片谷委員】 ありがとうございます。特段の意見ということではないのですけれど も、先ほど田中稲子委員もおっしゃいましたように、やはり化石燃料を 使う発電所ですから、最大限の環境負荷の低減を図っていく姿勢は見せ ていただく必要があります。そういったことを意見の中に入れればよろ しいのではないかと考えております。

【奥会長】 ありがとうございます。ただいまの御意見も踏まえて、そして、本日 出されました御指摘、御意見を踏まえまして、市長意見の案を事務局の 方で作成して、次回の審査会で提示していただくということですね。

【事務局】 はい、そうです。

【奥会長】 そのようにしていただきたいと思います。他に御意見はよろしいでし

ょうか。大丈夫ですか。

それでは、本件に関する審議はこれで終了といたします。市長意見の 案につきましては、次回の審査会で提示をしていただくようにお願いい たします。

次の審議に入る前に事務局の担当者が変わるということですので、少 しお待ちください。

(2)(仮称)横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業計画段階配慮書について について

ア 計画段階配慮書に対する配慮市長意見(案)について、事務局が説明した。 イ 質疑

【奥会長】 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。いかかでしょうか。御意見が反映されているかどうかも併せて、確認いただければと思いますが、どうですか。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。 宮澤委員も今回御指摘いただいた内容はこちらで大丈夫でしょうか。

【宮澤委員】 問題ないと思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の委員の方もよろしいですか。大丈夫そうですね。それでは、本日御欠席の中西委員の御意見については、配慮市長意見書の案に反映をしていただいているということでしたけれども、事務局から中西委員の方には、改めて確認をしていただくようにお願いいたします。

なお、本件は配慮手続きの段階ですので、審査会からの答申はありませんが、事務局は、審査会の意見を十分踏まえた上で、配慮市長意見として確定をしていただくようにお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 では、本件に関する審議はこれで終了といたします。

本日の審議内容については、後日、会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

また YouTube によるオンライン配信も終了いたします。 (傍聴者退出)

資料・(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮 書に対する市長意見形成のための意見聴取について(依頼)事務局資料

・(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書に係る手続について 事務局資料

- ・(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書に ついて 事業者資料
  ・(仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮
- に係る市長意見(案)事務局資料